

□不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	環境部環境保全課	
不利益処分名	有害物質使用特定施設等に係る構造基準等の遵守違反に係る改善命令等	
根 拠 法 令	水質汚濁防止法	
根 拠 条 項	第13条の3第1項	
連 絡 先	(電話 621-5213)	
処 分 基 準	基 準	1. 処分の要件 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者が、第12条の4の構造基準等を遵守していないと認めるとき。 2. 処分の内容 その者に対し、期限を定めて当該有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造、設備若しくは使用の方法の改善を命じ、又は当該有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の使用の一時停止を命ずることができる。
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成26年8月1日設定 (令和3年4月1日最終変更)